

第 4 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
第 32 期横浜市児童福祉審議会 保育部会
委員名簿

【敬称略 50 音順】

< 第 4 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会 >

◎：部会長 ○：職務代理者

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	飯塚 昇	臨時委員
2	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	石井 章仁	臨時委員
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	神長 美津子	
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	鈴木 浩	
7	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	臨時委員
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長	新堀 由美子	臨時委員
9	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
10	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員

< 第 32 期横浜市児童福祉審議会 保育部会 >

◎：部会長 ○：副部会長

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	飯塚 昇	臨時委員
2	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	石井 章仁	
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	神長 美津子	
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	鈴木 浩	臨時委員
7	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長	新堀 由美子	
9	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
10	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	子育て支援部長	吉川 直友
	保育対策等担当部長	福嶋 誠也
課長	子育て支援課長	田口 香苗
	保育・教育運営課長	小田 繁治
	保育対策課担当課長	玉井 理
	こども施設整備課長	白井 正和
係長	子育て支援課 幼児教育係長	眞子 里織
	保育・教育運営課 運営調整係長	高林 悠紀
	保育対策課 担当係長	楨村 瑞光
	こども施設整備課 担当係長	村上 和孝
	こども施設整備課 整備等担当係長	橋口 猛
	こども施設整備課 整備等担当係長	古川 博一
	こども施設整備課 整備等担当係長	金澤 敬
企画調整課 企画調整係長	三堀 浩平	

横浜市子ども・子育て会議条例

制 定 平成 25 年 3 月 27 日 条例第 18 号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

横浜市児童福祉審議会条例

〔平成12年 2月25日〕
〔 条 例 第 5 号 〕

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。
横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附 則（平成17年12月条例第117号）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

（総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

（臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等 (以下、「保育・教育施設等」という。) における重大事故の検証に関する事 (第 8 項第 12 号関係) 5 その他、保育に関する事。(他の附属機関が所掌するものを除く)
児童部会	1 児童福祉施設 (他の部会で所管するものを除く。) の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 10 号関係) 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。(第 8 項第 2 号関係) 3 児童の一時保護に関する事。(第 8 項第 3 号関係)

	<ul style="list-style-type: none"> 4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係) 5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係) 6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係) 7 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	<ul style="list-style-type: none"> 1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係) 2 その他、障害児の福祉に関する事。
放課後部会	<ul style="list-style-type: none"> 1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事 (第8項第11号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項第4号及び第5号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10)児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べるができる。

10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

令和元年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成 27～令和元年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主な事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。

(1) 進捗状況及び有効性に関する段階評価

○進捗状況：各施策における指標、主な事業・取組について、目標値に対する進捗状況を 4 段階で評価します。

A：計画以上に進んでいる。	B：計画どおりに進んでいる。
C：計画より若干遅れている。	D：計画より大幅に遅れている。

○有効性：各施策の主な事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを 4 段階で評価します。

A：市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い。
B：市民生活等を向上させることができた。
C：市民生活等を向上させることができたとは言えない。
D：市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い。

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

(2) 今後の展開の評価

○施策ごとに計画推進に向けた課題や、新たな行政課題への対応を検討し、これらを踏まえ、主な事業・取組の今後の展開（推進、見直し、休止・廃止）を評価します。

3 点検・評価の実施予定

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

各部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策 1 及び 3 の一部、基本施策 5～9
保育・教育部会	基本施策 1 及び 3 の一部
放課後部会	基本施策 1 及び 2 の一部
青少年部会	基本施策 2 の一部及び 4

<参考>各部会の所掌事業について（平成28年11月～）

第4章 施策体系と事業・取組		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
基本施策①	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	○ ※1	○ ※2	○ ※3	
基本施策②	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			○ ※4	○ ※5
基本施策③	障害児への支援	○ ※6	○ ※7		
基本施策④	若者の自立支援の充実				○
基本施策⑤	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策⑥	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策⑦	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止	○			
基本施策⑧	児童虐待防止と社会的養護体制の充実	○			
基本施策⑨	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進	○			

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する 5年間の量の見込み、確保方策		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
保育・教育に関する施設・事業(保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)			○		
妊婦に対して健康診査を実施する事業		○			
乳幼児家庭全戸訪問事業		○			
子育て短期支援事業		○			
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業		○			
病児保育事業		○			
利用者支援に関する事業		○ ※8	○ ※9		
時間外保育事業			○		
放課後児童健全育成事業				○	
地域子育て支援拠点事業		○			
一時預かり事業 子育て援助活動支援事業		○ ※10	○ ※11		

- ※1 病児保育
- ※2 保育・教育全般
- ※3 放課後施策
- ※4 放課後施策、プレイパーク
- ※5 放課後施策、プレイパークを除く
- ※6 障害児施策全般
- ※7 障害児保育・教育
- ※8 全体調整+地域子育て支援拠点
- ※9 保育・教育コンサルジュ
- ※10 乳幼児一時預かり、子育てサポートシステム等
- ※11 一時保育、幼稚園預かり保育等

令和元年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策④】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

■これまでの主な取組

- 増加する保育ニーズに対応するため、既存の保育・教育資源を最大限活用した上で必要な保育所等を整備するなど、受入枠を2,279人分拡大しました。また、保育士宿舍借上げ支援事業の拡充や、保育士の負担軽減のため「朝夕等の児童が少数になる時間帯における保育士配置に係る特例」を新たに実施するなど、保育者の確保支援に取り組みました。
- 保育者等の専門性を高め、保育の質の向上を図るため、市内の保育・教育施設等に勤務する職員を対象として、外部有識者等の講師による研修を実施するとともに、園長・施設長向けの研修を新たに実施するなど、園内研修・研究を推進する取組を支援しました。また、学識経験者や保育・教育関係者等から意見を聴きながら、横浜で育てたい子ども像と保育・教育の方向性を示す「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を策定しました。
- 新たに接続期カリキュラム研究推進地区事業を実施し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する研究を推進しました。

■取組による成果

- 保育所等利用申請者数が過去最大の71,933人となる中、令和2年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は27人（対前年度比で19人減）となりました。
- 園内研修・研究サポーター派遣などにより、各保育所等での園内研修・研究の取組が進み、人材育成や課題解決につながりました。また、幼保小連携を推進することで学びや育ちの連続性を保障する取組が充実し、保育所や幼稚園、認定こども園等で培った力が小学校でも発揮できる環境づくりにつながっています。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 待機児童解消に向け、保育所等における定員構成の見直しや、2歳児受入れを実施する幼稚園への開設準備費及び運営費の補助額の拡充など、既存資源を活用するとともに、保育ニーズが高いエリアで重点的に保育所等の整備等を進め、2,155人分の受入枠を確保します。また、厳しさを増している保育者の確保に向け、預かり保育事業や2歳児受入れを実施する幼稚園が幼稚園教諭等に支給する住居手当の補助を新たに実施するなど、採用、定着に係る取組の継続、充実を図ります。さらに、保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう取り組みます。
- 保育・教育の無償化を契機として、認可外保育施設へのプレチェックセンサー導入費補助や集団指導研修を新たに実施するなど、これまで以上に保育の質の確保・向上に取り組みます。
- 横浜で育てたい子ども像と保育・教育の方向性を示す「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を市内の全保育・教育施設の職員が共有し、日々の保育で実践できるよう、周知イベントや研修等を実施します。また、各園で中心となって効果的な園内研修を企画・実施する人材を育成するための講座を引き続き開催し、園内研修・研究の推進に取り組みます。

<指標>

				<元年度の振り返り>			
No.	施策	指標	計画策定時	元年度末の目標	元年度末時点	進捗状況	所管課
1	1	保育所待機児童数	20人 (26年4月)	0人 (32年4月)	27人 (R2年4月)	C	保育対策課
2	1	保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	47.1% (25年度)	78.6%	84.9%	A	保育・教育人材課

<主な事業・取組>

							<元年度の振り返り>								
						【直近の状況】									
No.	施策	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	元年度末の目標	元年度目標値	元年度末時点	進捗状況	元年度の取組	元年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	1	☆	保育・教育基盤整備事業	①利用定員(1号) ②利用定員(2、3号)	①54,818人 (25年度実員ベース) ②60,003人 (26年4月)	①49,834人 ②74,693人	①49,834人 ②74,693人	①50,443人 (R2年度) ②78,744人 (R2年4月)	B	<受入枠拡大の取組>認可保育所整備:1,088人、横浜保育室の認可移行支援:185人、認定こども園:409人、小規模保育事業:285人、家庭的保育事業:8人、横浜保育室から小規模保育事業への移行による減:▲23人、私立幼稚園等預かり保育の充実:121人、企業主導型保育事業:206人、合計2,279人	7,071,625千円	B	既存の保育・教育資源を最大限活用した上で、必要な保育所等を整備してほしいという意見や、より一層、保育・教育の「質」の確保にも取り組んでほしいという意見が出ている。 保育所整備の結果、利用することができた方から感謝の声が寄せられる一方で、利用できなかった方からは保育所整備を進めてほしい旨の要望が寄せられた。	推進	子育て支援課 保育対策課
2	1	☆	保育コンシェルジュ事業	実施箇所数	18か所 (25年度)	18か所	18か所	18か所	B	令和元年10月に2名を増員し、計40名配置している。 区役所での窓口相談に加え、関連施設に向いた情報収集、連携や出張相談などの取組を行った。	132,883千円	A	様々な預け先について寄り添って相談に乗ってもらい、一番適している預け先を選べたという声が届いている。 また、国からも保護者への「寄り添う支援」の重要性が示され、各自治体の取組が求められている。	推進	保育対策課

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	元年度末の目標	元年度 目標値	元年度末時点	進捗状況	元年度の取組	元年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
3	1		保育・幼児教育研修・ 交流等事業	①保育所職員等研修参加者数(各 区連携研修含む)延べ人数 ②私立保育園園長会研修参加者 延べ人数 ③白峰学園保育センター研修参 加者延べ人数 ④幼稚園における研究・研修への 教職員参加者延べ人数	①27,235人 ②2,744人 ③1,722人 ④22,716人 (25年度)	①32,500人 ②3,000人 ③1,722人 ④23,000人	-	①23,503人 ②1,420人 ③5,219人 ④20,404人	B	①市立保育所、民間保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、 横浜保育室、認可外保育施設に加え、居宅訪問型・ベビーシッターに勤 務する職員等を対象として研修を実施した。 ※園内研修・研究サポーター10人を新設園等71園に派遣した。 ②横浜市私立保育園園長会が主催する研修を補助した。 ③白峰学園保育センターが実施する研修を補助した。 ④公益社団法人横浜市幼稚園協会が実施する幼稚園・認定こども園教 職員の研究・研修事業について、補助を実施した。	①107,312千円の 一部 ②3,200千円 ③6,011千円 ④36,000千円	B	①研修参加者から「新しい保育所保育方針・幼稚園教育要領等 の理解が進み、乳幼児期に大切にすることの重要性がわかった」 「保育を語り合うことの重要性を知り園内でも取り組みきつかけと なった」との声が聞かれ、保育実践につながっている。 ②③多くの職員が参加したことにより、外部研修で得た専門知識 を保育に活かすとともに、園内での情報共有の場としての園内研 修の実施につながっている。 ※多くの園で園内研修の実施につながった。	推進	保育・教育人材課 子育て支援課
4	1		乳児期・幼児期・小学 校の連携・接続に関 する研修・研究事業	育ちと学びをつなぐ～横浜版接続 期カリキュラム～	-	カリキュラム改訂 (28年度)	-	-	B	・接続期カリキュラムに基づく研修(接続期研修会、スタートカリキュラム 公開授業研修会、幼保小連携フォーラム)や市内18区による教育交流事 業、32地区による幼保小連携推進地区事業、4地区による接続期カリ キュラム研究推進地区事業等を実施し、園と小学校が相互理解と連携 を進め、円滑な接続を図れるようにした。 ・平成30年3月に発行した『横浜版接続期カリキュラム改訂版』のより一 層の理解と普及のため、令和2年3月に、「実践事例集第7集」を発行し、 市内各幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、特別支援学校に配 付し、活用を促すよう説明に努めた。 ・保護者向けリーフレット「安心して入学を迎えるために」を改訂・発行し、 保護者の不安の解消に努めるとともに、こどもたちの就学への期待を高 めることに努めた。 ・「令和元年度横浜市幼保小連携実態調査報告書」を作成・公開し、幼 保小連携・接続事業のデータ分析や検証に努めた。	107,312千円の一部	A	・「横浜版接続期カリキュラム」で示すアプローチカリキュラムやス タートカリキュラムのねらいの理解が深まるとともに、園や学校で 円滑な接続を意識した取組が広がった。新学習指導要領の目指 す資質・能力の一つである「学びに向かう力」の育成に資する取 組にもつながり、「子どもたちの主体的に取り組もうとする姿」をそ の成果として捉える小学校が前年度の6割弱から8割に伸びた。 (令和元年度幼保小連携実態調査報告書より) ・区教育交流事業や連携推進地区事業を展開した結果、幼保小 の職員間連携が進み、顔の見える関係が構築され、支援をつなぐ ことができ、子どもたちや保護者の安心につながっている。(令和 元年度区教育交流事業活動報告、推進地区事業活動報告より)	推進	保育・教育人材課
5	1	☆	幼稚園での預かり保 育	利用者数(年間)	1,025,333人 (25年度)	1,628,219人	1,628,219人	1,645,638人	B	・保護者の就労等により保育を必要とする園児を対象とする長時間の預 かり保育については、元年度は新たに8園を認定した。令和2年3月末 時点では、市内の幼稚園、認定こども園282園中、193園で実施してい る。 ・保護者の急な用事やリフレッシュ等の一時的な保育ニーズに対応する ため、89園で一時預かり保育を実施している。 ・幼稚園協会と連携し、保育の質の向上のため、研修会を年4回開催し、 延べ329名が参加した。	【預かり保育事業】 3,399,976千円 【一時預かり保育 事業】 109,934千円	B	【利用者から】 ・利用条件がそれほど厳しくないで、短時間の仕事でも利用可 能で助かっている。 ・長時間の預かり保育だが、子どもたちが楽しそうに過ごしており、 園で過ごし方の工夫がされていることが嬉しい。 ・預かり保育のおかげで幼稚園に通うことを選択でき、助かっている。 【事業者から】 ・異年齢児の集団保育を行うことで、低年齢児を思いやるなどの 心の成長がみられる。 ・無償化に伴い利用者が増えたため、それに対応する教員の確保と 職員配置が難しい。 ・無償化により、保護者に必要な手続き等を案内するのが大変。 分かりやすい案内を検討してほしい。	推進	子育て支援課
6	1	☆	保育所等での一時保 育	延べ利用者数(年間)	159,389人 (25年度)	410,687人	【民間(公設民営 含む)・市立】 408,189人 【横浜保育室】 2,498人 合計 410,687人	【民間(公設民営 含む)】 109,886人 【市立】 8,391人 【横浜保育室】 2,877人 合計 121,154人	D	・実施施設民間424か所、公設民営2か所、市立43か所、横浜保育室 49 か所:計512か所で一時保育を実施した。 ・待機児童対策により、各施設において入所枠を拡大している。そのため、 保育室の広さや保育士確保の面から、一時保育で活用できる枠を 設けることが難しい状況となっており、実績が目標値を下回っている。	【民間(公設民営 含む)】 871,867千円 【市立】119,710千 円 【横浜保育室】 159,944千円	B	【事業者から】 ・多くの施設が、一時保育の受け入れ枠を固定枠として設けてお らず、入所児童の状況により受け入れ枠数が変動するため、安定的 に受け入れ枠を確保できていない状況がある。 ・毎日の利用ではない児童を受け入れることに対し、保育士確保 の面で実施が難しい。 ・利用者の一部からは、希望の利用日に利用できないとのご意見 をいただいている。 引き続き就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷 病等による緊急時の保育に対応するため推進していく必要がある。	推進	保育・教育運営課
7	1	☆	24時間型緊急一時保 育	延べ利用者数(年間)	2,022人 (25年度)	3,863人	3,863人	1,289人	C	・あおぞら保育園(神奈川区六角橋)、港南はるかぜ保育園(港南区日 野)の2園で、夜間・宿泊も含め24時間、365日、緊急に保育を必要と する就学前児童に対し、一時保育を実施した。 ・保育士確保等が難しく、新規実施施設の調整が課題となっている。 ニーズの高いことが見込まれるエリアの保育所と意見交換を行うなど 実施施設確保に向けた取組を行う。	73,040千円	B	【事業者から】 ・すでに実施している施設では保育士確保できているが、24時間 365日実施する本事業の性格上、保育士確保の点から事業の拡 大が難しいという課題がある。 利用児童数は減少しているが、休日・夜間を含めた子育てのセー フティネットとして役割を果たしているため、利便性の向上のた めに実施施設の拡大が望まれる。	推進	保育・教育運営課
8	1	☆	休日保育	延べ利用者数(年間)	3,025人 (25年度)	5,499人	5,499人	【休日一時保育】 1,390人 【休日保育】 2,555人 合計 3,945人	C	日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、14か所(公設民営1か所、 民営13か所)で休日保育を実施した。 令和元年度は大型のゴールデンウィークがあったため、その時期だけ別 途4施設実施した。	【休日保育(給付対 象)】 59,219千円 【休日一時保育】 35,026千円	B	【事業者から】 ・助成制度により、必要な保育士の確保ができている。児童の受 け入れ枠に比較的余裕があり、保護者からは、必要な時に安心して 預けることができると言われている。 引き続き休日の就業や保護者の傷病、冠婚葬祭に伴う保育に対 応する必要がある。	推進	保育・教育運営課
9	1	☆	乳幼児一時預かり	延べ利用者数(年間)	67,804人 (25年度)	95,366人	95,366人	85,716人	C	新規2事業者を選定し、令和2年4月に開所した。その結果、市内24か 所において理由を問わずに利用できる一時預かりを実施している。 ※令和2年7月1日から新市庁舎内で開所するため、市内25か所とな る。	311,136千円	A	【利用者から】 ・社会復帰に迷いがあったが、安心して預けられる場所があること で今後の準備期間となりよかった。 ・ストレスなく育児ができていたので、沢山のママたちに知ってもら いたい。 ・予約がとりづらい、預かり場所をもっと増やしてほしい。 【事業者から】 ・安心してお子さんを預け、リフレッシュして、また子育てを頑張っ てもらえたらと思う。 ・預け先がなく、病院にさえいくことのできなかった保護者がこの施 設を知り、預けることでストレスが消えていい様子は、この事業の 効果であると思う。	推進	子育て支援課

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	元年度末の目標	元年度 目標値	元年度末時点	進捗状況	元年度の取組	元年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
10	1	☆	横浜子育てサポートシステム	延べ利用者数(年間)	45,799人 (25年度)	62,636人	62,636人	60,908人	B	・子どもを「預かってほしい人」と「預かる人」が会員として登録し、条件の合う会員間の連絡・調整をサポートすることで、地域における子育て支援を推進した。 ・地域ケアプラザ等、地域子育て支援拠点以外において事業紹介や入会説明会を行い、会員増加や事業周知につながるよう取り組んだ。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月については、活動に不安がある場合等、利用会員と提供・両方会員の双方の合意が取れない活動は休止するよう依頼したため、前年同月(4,759人)比66%(3,124人)の利用にとどまった。	197,845千円	B	【会員から】 ・事前打ち合わせで顔合わせすることにより安心して利用することができた。仕事優先の日、家庭優先の日などスケジュールを組み立てやすくなった。 ・自分の子育てが落ち着いたら、提供会員として活動してみたい。 【事業者から】 ・横浜子育てサポートシステムが単なるサービス提供ではなく地域の支えあいの良さを大切にしたり預かりであることを伝え、会員間の関係作りにつなげている。 ・赤ちゃん学級、両親教室にて周知を行う他、幼稚園園長会、保育園園長会、小学校・中学校校長会、区PTA連絡協議会、区連合町内会を通じて、会員募集について周知し、会員数の増加につながったが、提供会員が利用会員に比べて少ないため、引き続き取組が必要。	推進	子育て支援課
11	1		障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	障害のある子どもへの保育・教育の提供体制を確保するため、対象児童の加配区分に応じて、市立保育所については保育士加配、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行った。 【参考】受入施設数 25年度 310 → 31年度 614 ②障害のある子どもへの理解と適切な保育環境づくりに向けて、保育者等の専門性の向上を図るため、障害児保育の研修に加え、発達障害児保育に特化した研修を行った。	【民間】 3,484,059千円 【市立】 1,055,729千円 ②1,000千円	B	助成制度により、必要な保育士等の確保ができています。 ②各園で発達障害児が増加傾向にあり、研修参加者からは「園全体でのスキルアップを図るための研修として学びが多く、園の役割を再確認できた」との声が聞かれた。	推進	保育・教育運営課 保育・教育人材課 障害児福祉保健課
12	1	☆	延長保育事業	利用者数(夕延長)	5,888人(月) (25年度)	22,643人(月)	22,643人(月)	【民間】4,736人 (月) 【市立】853人(月)	C	認定区分を超えた時間帯に保育を必要とする子どもを対象とした延長保育を実施(公立:73施設、民間:989施設)	【民間】5,777,211千円 【市立】 20,230千円	B	・延長保育を行う施設等は増加し、受け入れ態勢は拡大しているため、必要な子供へのサービスは提供できている。 ・多様な就業形態等へ対応するため、今後も実施が必要	推進	保育・教育運営課
14	1		保育士就職面接会、幼稚園教諭と保育士資格を併有する「保育教諭」の確保	面接会参加者数	292人(5回延べ) (25年度)	4,250人(30回延べ) (平成27～31年度)	-	4,150人(35回延べ) (平成27～令和元年度)	B	・保育士就職面接会:2回、延べ65人参加(その内9名が市内保育施設への就職へつながった)、市内保育団体が独自で開催する就職相談会:4回、延べ55人参加、市内保育4団体と共同開催するよこはま保育フォーラム:1回、213人参加、市の幼稚園協会と連携した就職相談会:2回、延べ579人参加 ・幼稚園教諭免許状や保育士資格の取得特例制度について事業者等に周知するとともに、県内養成校に対し特例制度に対応した講座の開講に向けた働きかけを行った。	15,556千円	B	・面接会の参加者からは、効率的に園の情報を把握することができ、就職活動に役立ったという声が寄せられている。 ・事業者からは、面接会に参加した方を採用することができ、大変助かったという声が届いている。 ・保育士就職面接会については参加者が伸び悩んでおり、引き続きPR等の参加者増加への取組みを要する。	推進	保育対策課 子育て支援課